

入所料金表

<2024年8月1日改定>

<当施設は『超強化型介護老人保健施設』です>

独立行政法人地域医療機能推進機構
宇和島病院附属介護老人保健施設

1. 在宅強化型施設サービス費

全利用者対象《月額》

※1ヶ月を30日とした場合

要介護状態区分	利用者負担金額（1割）		利用者負担金額（2割）		利用者負担金額（3割）	
	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	26,130円	23,640円	52,260円	47,280円	78,390円	70,920円
要介護 2	28,410円	25,890円	56,820円	51,780円	85,230円	77,670円
要介護 3	30,420円	27,840円	60,840円	55,680円	91,260円	83,520円
要介護 4	32,160円	29,550円	64,320円	59,100円	96,480円	88,650円
要介護 5	33,750円	31,200円	67,500円	62,400円	101,250円	93,600円

2. 全利用者対象加算項目《月額》

※1ヶ月を30日とした場合

加算項目	利用者負担金額（1割）	利用者負担金額（2割）	利用者負担金額（3割）	内容
夜勤職員配置加算	720円	1,440円	2,160円	利用者20名に1名以上の1日平均夜勤職員数を配置した場合
サービス提供体制強化加算（I）	660円	1,320円	1,980円	介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置している場合、または勤続年数10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合等
在宅復帰・在宅療養支援機能加算II	1,530円	3,060円	4,590円	在宅復帰率、ベッド回転率を満たした場合
科学的介護推進体制加算I	40円	80円	120円	入所者・利用者ごとのADL（日常生活動作）値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）	33円	66円	99円	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。
介護職員等処遇改善加算III	5.4%			所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を加算

3. 対象者のみの加算項目

加算項目	利用者負担金額（1割）	利用者負担金額（2割）	利用者負担金額（3割）	内容
安全対策体制加算	20円/入所日	40円/入所日	60円/入所日	外部の研修を受けた担当者が配属され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所日初日に限り算定。
初期加算（I）	60円/日	120円/日	180円/日	入所日より30日間算定。（但し、（I）は、急性期医療を担う医療機関の一般病棟の入院後、30日以内に退院し、入所した場合に算定）
初期加算（II）	30円/日	60円/日	90円/日	
外泊時費用	362円/日	724円/日	1,086円/日	外泊をした場合（介護保健施設サービス費は算定されない）※1ヶ月に6日まで
入所前後訪問指導加算（I）	450円/回	900円/回	1,350円/回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入退所前連携加算（II）	400円/回	800円/回	1,200円/回	居宅介護支援事業所に情報提供をした場合
退所時情報提供加算（I）	500円/回	1,000円/回	1,500円/回	居宅へ退所する入所者に対して退所後の主治医に診療情報を提供する場合
退所時情報提供加算（II）	250円/回	500円/回	750円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
療養食加算	6円/回	12円/回	18円/回	糖尿病・肝臓病・腎臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・高脂血症・痛風・検査食など特別な治療食を提供した場合（1日3食を限度とし、1食を1回として算定）
経口移行加算	28円/日	56円/日	84円/日	嚥下障害のある方について、経口摂取を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日まで）

3.対象者のみの加算項目 (続き)

加算項目	利用者負担金額 (1割)	利用者負担金額 (2割)	利用者負担金額 (3割)	内容
経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月	経口摂取する方であって、摂食機能障害を有し、誤嚥がある方に対し、栄養管理のための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合に6か月以内の期間に限り算定。
経口維持加算(Ⅱ)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合に1か月に1回算定。
再入所時栄養連携加算	200 円/回	400 円/回	600 円/回	介護老人保健施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定。
退所時栄養情報連携加算	70 円/月	140 円/月	210 円/月	特別食を必要とする方または低栄養状態にあると医師が判断した方が自宅に退所する場合、入院または他の介護保険施設に入所する場合に管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合に算定。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円/月	6 円/月	9 円/月	継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合に算定。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円/月	26 円/月	39 円/月	入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。
ターミナルケア加算① (死亡日45日前～31日前)	72 円/日	144 円/日	216 円/日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人またはその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に算定。
ターミナルケア加算② (死亡日30日前～4日前)	160 円/日	320 円/日	480 円/日	
ターミナルケア加算③ (死亡日前々日、前日)	910 円/日	1,820 円/日	2,730 円/日	
ターミナルケア加算④ (死亡日)	1,900 円/日	3,800 円/日	5,700 円/日	
短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	258 円/日	516 円/日	774 円/日	入所日より3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合(1週間につき概ね3日以上実施)
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 円/日	480 円/日	720 円/日	認知症と医師から判断され、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に限り、1週に3日を限度としてリハビリテーションを個別に実施した場合
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120 円/日	240 円/日	360 円/日	
訪問看護指示加算	300 円/回	600 円/回	900 円/回	訪問看護指示書を交付した場合に算定。(1人につき1回まで)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 円/日	478 円/日	717 円/日	対象疾患に対する治療・検査が行われた場合(1月に1回、連続する7日を限度)
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合に算定。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 円/月	30 円/月	45 円/月	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 円/月	40 円/月	60 円/月	
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	22 円/日	33 円/日	継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 円/月	180 円/月	270 円/月	歯科衛生士が、口腔衛生の管理を行った場合に算定。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 円/月	220 円/月	330 円/月	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	協力医療機関との間で病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合に算定。
高齢者施設等感染対策向上加(Ⅰ)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	協力医療機関と感染症の発生時等に対し連携体制の構築、診療等の対応を取り決めていること。
高齢者施設等感染対策向上加(Ⅱ)	5 円/月	10 円/月	15 円/月	感染対策に関する研修、助言、指導、感染制御に係る実地指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	240 円/日	480 円/日	720 円/日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者に対して適切な感染対策を行った上で、該当する施設サービスを行った場合に1か月に1回連続する5日間を限度に算定。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー(※)活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、「生産性向上ガイドライン」に基づいた業務改善を継続的に取り組んでいる場合に算定。 ※「テクノロジー」とは、見守り機器、インカムなど職員間の連絡調整を迅速にするICT機器、介護ソフトやスマホなど介護記録の作成を効率化する機器のこと。

4.食事代【注1】《月額》

	金額	内容		預貯金等 (夫婦の場合) ※2
基準費用(第4段階)	46,500円	第1～3段階以外の方 <食事代内訳:朝食300円・昼食650円・夕食600円>		
第3段階②	40,800円	本人及び世帯全員が住民税非課税(世帯には、世帯を分離している配偶者を含みます)	年金収入額(※1)+合計所得金額が120万円超え	500万円 (1,500万円)以下
第3段階①	19,500円		年金収入額(※1)+合計所得金額が80万円超え～120万円以下	550万円 (1,550万円)以下
第2段階	11,700円		年金収入額(※1)+合計所得金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)以下
第1段階	9,000円	①生活保護受給者 ②本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者(世帯には、世帯を分離している配偶者を含みます)		1,000万円 (2,000万円以下)

(※1)年金収入額には、非課税年金を含みます。

(※2)第2号被保険者については、段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」です。

5.居住費【注1】《月額》

	多床室	個室	内容
基準費用(第4段階)	13,110円	51,840円	段階は食事代と同じ 多床室とは、2人部屋・4人部屋 居住費のなかに光熱水費を含む
第3段階	12,900円	41,100円	
第2段階	12,900円	16,500円	
第1段階	0円	16,500円	

【注1】食費・居住費は、住民票のある市役所、役場にて「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定証の提出により減額が認められます。

6.介護保険外費用

項目	金額	内容
①特別な室料(特別室)	33,000円/月(消費税込み)	1人部屋・2人部屋をご利用の場合 (1か月を30日とした場合)
②日常生活費(日用品費)	実費/日	シャンプー兼ボディソープ、おしぼり